

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>人生の最終段階における医療・ケア （骨太方針2018の関連記載） 人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセスを全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知を行うとともに、本人の意思を関係者が随時確認できる仕組みの構築を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人生の最終段階における医療・ケアについて、事前に繰り返し話し合う取組（ACP）を普及・啓発するリーフレットを作成し、自治体や関係団体を巻き込んだ周知を実施。</li> <li>○ また、ACPが国民一人一人の生活の中に浸透するよう愛称の一般公募を実施し、1,000件を超える応募があったところ。ACP愛称選定委員会を設置し、一般公募で集まったACPの愛称案から国民に馴染みやすい愛称の選定や人生の最終段階における医療・ケアについて考える日の設定等を検討。</li> <li>○ 人生の最終段階における医療に関する患者・家族等の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチームの相談員研修会の講師人材を養成。</li> <li>○ 本人の意志に反した救急搬送について問題意識を持つ自治体に対して、先進事例の紹介等により、本人の意思を関係機関間で共有・確認するための連携ルールの策定を支援。当該支援を実施したセミナーの報告書をホームページにおいて公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ACPの愛称及び人生の最終段階における医療・ケアについて考える日を公表。関係団体等を巻き込んだ周知を実施する。</li> <li>○ 人生の最終段階における医療に関する患者・家族等の相談に適切に対応できる体制を強化するため、医療・ケアチームの相談員研修会を実施する。</li> <li>○ 引き続き、本人の意思を関係機関間で共有・確認するための連携ルールの策定を支援する。</li> </ul>
<p>在宅看取りの先進・優良事例の分析と横展開 （骨太方針2018の関連記載） 住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、その横展開を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住み慣れた場所での看取りに向けた自治体における先進的な事例を収集し、人生の最終段階における医療の普及・啓発の在り方に関する検討会において公表。また、当該資料をホームページにおいて公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 在宅看取りの事例の整理及び各種研修等を通じた横展開を実施する。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>データヘルス改革の推進 （骨太方針2018の関連記載） データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認については、2020年度の運用開始を目指し、保険者・医療関係者の意見を聴きながら、具体的な仕組みを検討している。</li> <li>○ 全国的な保健医療情報ネットワークを活用したサービスに係る実証及び全国的な保健医療情報ネットワークのセキュリティや利用者認証等に係る実証を実施している。</li> <li>○ 高品質で標準化された大規模医療データを医薬品等の安全対策に活用するため、MID-NETの本格運用を2018年度より開始。</li> <li>○ ナショナルセンター等の疾患登録情報を活用した臨床開発インフラを整備。</li> <li>○ NDBと介護DB（※）は、個々に収集・分析され、行政計画の作成等に活用。自治体、研究者等に対する第三者提供も実施（介護DBについては2018年度に提供開始予定）。</li> </ul> <p>（※） NDB：レセプト情報（2009年度分以降）と特定健診等情報（2008年度分以降）を匿名化し、悉皆的に保有するもの。 介護DB：介護レセプト、要介護認定情報等を匿名化し、悉皆的に保有するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2020年度の運用開始を目指し、システムの整備の準備を進める。</li> <li>○ 「未来投資戦略2018」やデータヘルス改革推進本部において取りまとめた「工程表」に基づき、費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、必要な実証を行いながら、2020年度からの本格稼働を目指しているところ。</li> <li>○ 引き続きMID-NETの本格運用を行うとともに、リアルワールドデータを治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に利活用できる体制を構築する。</li> <li>○ 両DBの連結解析を可能とし、幅広い主体が地域包括ケアシステムの構築等に資する分析に役立てる基盤の2020年度の構築に向け、有識者会議（※）を開催。収集・利用目的に関する法の規定の整備や、第三者提供の制度化等の法的・技術的論点について議論中。本年秋を目途に議論をとりまとめ、医療保険部会及び介護保険部会に報告予定。</li> </ul> <p>（※）「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」</p>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>効率的な医療・介護・福祉サービスの提供（A Iの実装に向けた取組の推進等）</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、<u>A Iの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・I o T・A I・センサーの活用を図る。</u></p>	<p><b>【AIの実装に向けた取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健医療分野でのディープラーニングや機械学習等のAI 開発を戦略的に進めるため、①ゲノム医療、②画像診断支援、③診断・治療支援、④医薬品開発、⑤介護・認知症、⑥手術支援、を重点6 領域と定め、必要な研究事業等を実施し、AI開発を加速化。</li> <li>○ 厚生労働省では、現在、「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」を開催し、             <ul style="list-style-type: none"> <li>①研究事業の中で、AI開発に必要な医用画像のデータベースを構築する（※）とともに、</li> <li>②本年7月から、民間企業の参画も得て、民間企業が医療データにアクセスしやすくなるような仕組み作りについて議論しており、AIの社会実装に向け取り組んでいる。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※）研究事業は、本年度中に終了するものや3年計画のものなど複数ある。</p> <p><b>【ケアの内容等のデータの収集・分析】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するシステムの構築に向けた準備を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、重点6 領域を中心に必要な研究事業等を実施し、AI開発を加速化するとともに、AI開発に必要な医用画像のデータベースを構築する。</li> <li>○ また、年度末を目途に「保健医療分野AI開発加速コンソーシアム」の報告書を取りまとめ、今後のAIの社会実現に向けた研究事業等に反映させる。</li> <li>○ 2020年度より、新たなデータベースの運用を開始し、ケアの質向上に向けたデータの分析等を進める。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>効率的な医療・介護・福祉サービスの提供（A Iの実装に向けた取組の推進等）</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、A Iの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、<u>ロボット・I o T・A I・センサーの活用を図る。</u></p>	<p>【ロボット・IoT・AI・センサーの活用】 （介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ロボットについては、地域医療介護総合確保基金による導入支援を進めているほか、2018年度介護報酬改定において、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合に介護報酬上評価することとした。また、2018年度において、介護現場のニーズを踏まえた開発の提案を取りまとめる協議会を全国規模で設置。</li> <li>○ 介護事業所におけるICT化を促進するため、サービス提供事業者間における情報連携の標準仕様や、介護事業所に求められるセキュリティ基準等の検討を実施。</li> </ul> <p>（障害福祉）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ロボットについては、障害福祉事業所における活用の実態を把握。</li> <li>○ 障害福祉サービス事業所において発生している事務について、ICT活用による効果検証を行うための調査を実施。</li> </ul> <p>（保育）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のI C T化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、基金による導入支援を進めるほか、効果実証等を促す環境を整備し、次期以降報酬改定等での評価につなげていく。</li> <li>○ 引き続き、介護現場のニーズを踏まえた開発を進める。</li> <li>○ 引き続きICTの導入を促進するための総合的な対応の検討を進める。</li> <li>○ 介護分野におけるロボット活用等の動向を踏まえ、ロボットの導入支援を進めるとともに、今後、障害分野におけるロボット活用における好事例の作成や横展開を行う。</li> <li>○ ICT活用による効果検証を踏まえ、ICT導入支援策について検討を進める。</li> <li>○ ICTの活用の方策について、引き続き検討を進める。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>効率的な医療・介護・福祉サービスの提供（従事者の業務分担の見直し等）</p> <p>（骨太方針2018の関連記載） 従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。</p>	<p>【従事者の業務分担の見直し・効率的な配置・事業所マネジメントの改革】 （医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医師の働き方改革検討会において、医療従事者の業務分担の見直しの方向性について検討中。</li> <li>○ 特定行為研修の更なる推進に向け、受講しやすい研修体制を整備するため、研修内容等の見直しを検討中。</li> <li>○ 勤務環境改善の必要性は認識しているがどのように取り組めばいいかわからない医療機関や必要性を認識していない医療機関が一定割合存在している。 （参考：勤務環境改善に取り組んでいない病院の割合が2017年は27.0%）</li> </ul> <p>（介護・福祉）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護分野において、タイムスタディ調査等に基づく業務フローの分析を踏まえた、業務の負担軽減と効率化に向けたガイドライン（生産性向上ガイドライン）の作成を進めている。</li> <li>○ 介護・障害福祉分野において、指定申請関連文書の削減を実施。</li> </ul> <p>【介護助手・保育補助者など多様な人材の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護分野では、2018年度から、介護未経験者の参入を促進する研修の普及を実施。</li> <li>○ 保育分野では、2018年度から、保育補助者の雇上げに必要な経費を補助する事業の補助対象者の範囲拡大等を実施。</li> </ul> <p>【介護の経営の大規模化・協働化】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効率的な体制構築方策の調査研究事業を2018年度に実施している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今年度内に結論を得た上で、来年度以降、順次必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 医療機関における勤務環境改善に関する意識改革やマネジメント能力の向上を図るため、労務管理等を担う人材の育成に向けた検討・取組を進める。</li> <li>○ 介護分野における生産性向上ガイドライン等について周知を行い、好事例の横展開等、現場への定着を進める。</li> <li>○ 介護施設における業務フローの分析・仕分けを基に、①介護助手、②介護ロボット（センサーを含む）、③ICTの活用等を組み合わせた業務効率化のモデル事業を今年度中に開始。効果を検証の上、普及を進める。</li> <li>○ 引き続き、文書削減に向けた検討・取組を進める。</li> <li>○ 介護・看護・保育等の分野において、介護助手等としてシニア層を活かす方策の検討を進める。</li> <li>○ 調査結果を踏まえ、好事例の横展開を含む経営の大規模化・協働化に向けた推進策を検討する。</li> <li>○ 医療法人、社会福祉法人それぞれの経営統合、運営共同化、多角化方策を検討する。</li> <li>○ 医療法人と社会福祉法人の連携方策を検討する。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>地域医療構想の実現</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事はその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年9月末までに、公立病院の4割、公的病院の5割が具体的対応方針を策定。</li> <li>○ また、都道府県に対し、構想区域単位の調整会議に加え、地域ごとの課題や解決策を共有するための都道府県単位の調整会議の設置等、議論の一層の活性化に向けた取組を進めるよう要請。</li> <li>○ さらに、国においても、調整会議参加者への助言やデータの分析支援等を担う「地域医療構想アドバイザー」の育成等の取組を進めている。</li> <li>○ 2018年度からの病床機能報告において診療実績に着目した報告がなされるよう定量的基準を明確化し、実績のない高度急性期・急性期病床の適正化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度中に、国において、地域医療構想調整会議における2017、2018年度の2年間の集中的な検討の成果を検証し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 2019年央までに、都道府県単位の調整会議や地域医療構想アドバイザーの取組の効果を検証し、その結果を踏まえ、自主的な取組による病床の機能分化・連携を進めるための必要な措置を講ずる。</li> <li>○ 地域医療構想調整会議の議論の進捗、2014年及び2018年の法改正でそれぞれ設けた権限の行使状況等を勘案した上で、関係審議会等において検討し、結論を出す。検討の結果に基づいて2020年央までに必要な措置を講ずる。</li> </ul>
<p>病床のダウンサイジング支援の追加的方策の検討</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイジング支援の追加的方策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床機能の転換や介護医療院への移行などの際の整備費用に対する補助を実施（地域医療介護総合確保基金、病床転換助成事業）。</li> <li>○ 2018年度から地域医療介護総合確保基金で実施できる事業の対象範囲を拡大し、病床のダウンサイジング等に要する経費（病棟の解体撤去費、早期退職する職員の退職金の割増相当額等）に活用可能とした。</li> <li>○ 2018年度診療報酬改定において、患者の状態等に応じた適切な入院料を選択できるよう、基本的な医療の評価部分と診療実績に応じた段階的な評価部分を組み合わせた評価体系への再編・統合を実施。</li> <li>○ 2018年度介護報酬改定において、介護療養型医療施設等から介護医療院への転換について、基準の緩和や加算の創設を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年度中に、地域医療介護総合確保基金の病床のダウンサイジングに係る活用状況を検証し、2019年度以降、その結果を踏まえ、病床のダウンサイジング支援のために必要な追加的方策を検討する。</li> <li>○ 2018年度診療報酬改定で再編・統合した入院料等について、改定の影響を調査・検証するとともに、入院医療機能の分化・強化、連携の推進に資する評価の在り方について、引き続き検討する。</li> <li>○ 介護医療院への移行状況及び移行における課題を把握し、次期報酬改定において報酬の在り方も含め、引き続き転換方策を検討する。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>高額医療機器の効率的な配置・稼働率の向上 （骨太方針2018の関連記載） 高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼働率の向上を促進する方策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年に医療法及び医師法の一部を改正する法律が成立し、外来医療提供体制の確保に関する事項を医療計画に記載すること及び医療機器等の効率的な活用について地域ごとの関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場における協議事項とすることを法定。</li>   <li>○ 2016年度診療報酬改定において、CT及びMRIについて適正かつ効率的な利用を促進する観点から、新たに施設共同利用での撮影を評価。</li>   <li>○ 2018年度診療報酬改定において、放射線治療機器（※）の効率的な利用の促進の観点から、入院中の他医療機関受診時の入院料の減額を緩和するとともに、受診先医療機関においても外来放射線治療加算できるようにしたところ。</li> </ul> <p>（※）IMRT、定位放射線治療、粒子線治療が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県において、2019年度中に、医療計画に外来医療提供体制の確保に関する事項として医療機器等の効率的な活用の促進に関する事項を盛り込み、2020年度以降、医療計画に基づく医療機器等の効率的な活用の促進に取り組む。</li>   <li>○ 2020年度以降、都道府県において、地域ごとに関係者による外来医療提供体制の確保に関する協議の場を設け、医療機器等の効率的な活用に関する協議を行い、その結果を公表する。</li>   <li>○ これまでの改定において、高額医療機器の共同利用を推進し、稼働率の向上とともに、効率的な利用を図っているところ。次回改定に向けて、一層の共同利用の推進方策等を検討。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>地域の実情に応じた取組の推進（地域別の取組や成果の進捗管理・見える化等）</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。</p>	<p>（医療保険関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各都道府県において、第3期医療費適正化計画（2018年度から2023年度）に基づき、医療費適正化の取組を推進。</li> <li>○ 新たな保険者インセンティブ制度（2018年度より開始）を実施</li> </ul> <p>（介護保険関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域包括ケア「見える化」システムにおいて、地域ごとの取組の具体的事例や、介護給付費の地域差等を自治体や国民に公表している。</li> <li>○ 改正介護保険法に基づく、保険者等における以下の取組等について、費用分析手法や適正化手法の普及を図っているところ。さらに、本年度からは進捗管理の手引の作成・周知によりPDCAサイクルを推進している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険事業（支援）計画の策定に当たりデータの分析を実施</li> <li>・ 同計画に自立支援・重度化防止等の取組内容と目標を記載し、その達成状況の評価等を実施</li> </ul> </li> <li>○ 改正介護保険法による新たな交付金（保険者等の財政的インセンティブ。本年度に開始）の都道府県分は交付手続きを進めている。市町村分は評価指標による結果を集計中。</li> </ul>	<p>（医療保険関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第3期医療費適正化計画について、毎年度PDCA管理を実施する。</li> <li>○ 保険者に対するインセンティブ措置の充実を検討する。</li> </ul> <p>（介護保険関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地域包括ケア「見える化」システムを活用して介護等に関する情報の提供を行い、地域ごとの取り組みや現状の「見える化」を推進していく。</li> <li>○ 引き続き、進捗管理の手引の周知等を行うことにより、保険者等におけるPDCAサイクルを推進。</li> <li>○ 新たな交付金について、今年度内に交付、評価結果の公表を行い、取組状況の「見える化」や改善を進める。</li> </ul>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>地域の実情に応じた取組の推進（受益と負担の見える化等）</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。</p>	<p>○ 各都道府県において、赤字削減・解消計画に基づき、赤字の削減又は解消の目標年次及び赤字解消に向けた取組を実施。</p> <p>（※）参考データ ・赤字解消市町村数 2016年度            2018年度（予定） 1,013市町村    ⇒1,383市町村（+370）</p> <p>○ 保険者努力支援制度において、都道府県の法定外一般会計繰入の削減に向けた取組等の実施状況を評価。</p>	<p>○ 毎年度、都道府県からの報告等に基づき、法定外一般会計繰入等の状況や国保財政の健全化に係る先進事例について把握する。</p> <p>○ 保険者努力支援制度において、引き続き、都道府県の法定外一般会計繰入の削減に向けた取組等の実施状況を評価する。</p>
<p>地域の実情に応じた取組の推進（地域独自の診療報酬について在り方を検討）</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律 第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。</p>	<p>○ 各都道府県において、第3期医療費適正化計画（2018年度から2023年度）に基づき、医療費適正化の取組を推進。</p>	<p>○ 第3期医療費適正化計画について、毎年度PDCA管理を実施する中で、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方についても検討する。</p>

# 医療・福祉サービス改革関係

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づく取組</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組むとともに、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する。（略）費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る。毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度、2020年度においては、全品目の薬価改定を行うとともに、2021年度における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。また、2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する。</p>	<p>【費用対効果評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 費用対効果評価の本格実施に向け中央社会保険医療協議会において、検討課題（対象品目の選定、企業によるデータ提出、再分析、総合的評価、価格調整等）について論点の整理及び議論を行っているところ。</li> </ul> <p>【毎年薬価調査・毎年薬価改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年薬価調査・毎年薬価改定については、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目について薬価改定を行うとされている。</li> <li>○ 2018年度から2020年度までの3年間継続して、全品目の薬価改定が行われることから、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して具体的な範囲を決定することとされている。</li> </ul> <p>【2020年度薬価改定に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年度の薬価制度の抜本改革において、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する観点から、新薬創出等加算の抜本的な見直しや、長期収載品の薬価の見直し等を行った。</li> </ul>	<p>【費用対効果評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 費用対効果評価については、技術的課題への対応を整理しつつ、関係業界からのヒアリングも実施し、検討課題について2018年度中に結論を得る。</li> </ul> <p>【毎年薬価調査・毎年改定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2019年度～2021年度の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等について把握し、2020年中に具体的な対象品目の範囲を決定する予定。</li> </ul> <p>【2020年度薬価改定に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年度診療報酬改定の影響の検証等を行い、次期診療報酬改定に向けて引き続き検討を行う。</li> </ul>
<p>調剤報酬の在り方について検討</p> <p>（骨太方針2018の関連記載）</p> <p>患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年度診療報酬改定において、かかりつけ薬剤師の要件の見直し及び評価の引き上げ、地域医療に貢献する薬局の評価の新設を行うとともに、いわゆる大型駅前薬局等の調剤基本料の引き下げや対象範囲の見直し等を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2018年度診療報酬改定の影響の調査・検証等を行い、次期診療報酬改定に向けて引き続き検討を行う。</li> </ul>

項目	現状（現状の取組・関連するデータ等）	今後の方針
<p>後発医薬品の使用促進 （骨太方針2018の関連記載） 後発医薬品の使用促進についても引き続き取り組む。</p>	<p>（関連するデータ） ○後発医薬品の使用割合：65.8% （2017年9月（薬価調査））</p> <p>（現状の取組） ○ 後発医薬品の使用は進んできているが、80%目標達成に向けた更なる取組が必要。 ○ 後発医薬品の使用割合は、都道府県間ではばらつきが見られるため、後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県から9府県を重点地域に選定（2018年7月）し、当該地域において個別の問題点を調査・分析し、課題を解決するための事業を実施。 ○ 2018年6月に生活保護法を改正し、医療扶助における後発医薬品使用を原則化した（同年10月1日施行）。 ○ 2018年度診療報酬改定において、先発医薬品か後発医薬品かといった個別の銘柄名にこだわらない一般名処方の方の更なる推進や医療機関、薬局において後発医薬品使用割合等が高い場合に算定することができる加算の見直しを実施。 ○ 次のような対策を通じて、医療保険者による使用促進の取組を推進。 ・ 保険者インセンティブ制度で、「保険者による後発医薬品の使用割合」を評価指標とする（2018年度～） ・ 2018年度実績から、全ての保険者の使用割合を公表（2018年度末に公表開始予定） ○ 年間900品目を目標に市場で流通する製品の品質確認検査を行い、その結果を2017年3月から医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)に順次作成・公表。</p>	<p>○ 普及啓発の推進や医療関係者への情報提供等による環境整備に関する事業を実施</p> <p>○ 改正生活保護法について、今後も引き続き円滑な施行に努めていく。</p> <p>○ 2018年度診療報酬改定の影響の調査・検証等を行い、次期診療報酬改定に向けた議論の中で、後発医薬品の更なる使用促進策について引き続き検討を行う。</p> <p>○ 後発医薬品の品質に対する更なる信頼性向上のため、市場で流通する製品の品質確認検査を継続し、その結果を、医療用医薬品最新品質情報集（ブルーブック）に2020年度までに集中的に順次追加・公表</p>